

◎岩手競馬再生推進基金条例（条例第 40 号）

- 1 岩手県競馬組合の経営の改善及び県を除く岩手県競馬組合を構成する地方公共団体が岩手県競馬組合の経営の改善のために貸付けを行う場合における県を除く岩手県競馬組合を構成する地方公共団体の健全な財政運営に資するために必要な資金の貸付けに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、岩手競馬再生推進基金を設置することとした。（第 1 条関係）
- 2 基金の額を定めることとした。（第 2 条関係）
- 3 資金の貸付先を岩手県競馬組合及び県を除く岩手県競馬組合を構成する地方公共団体とすることとした。（第 3 条関係）
- 4 基金に属する現金の管理及び運用について定めることとした。（第 4 条関係）
- 5 繰替運用について定めることとした。（第 5 条関係）
- 6 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第 6 条関係）
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）